

令和6年度 大阪南消防組合
物品の買入れ等 入札参加資格審査申請書提出要領

- ・ 大阪南消防組合の物品の買入れ等に係る入札参加資格審査申請書の受付を下記のとおり行います。
- ・ 有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。
- ・ この要領をよくお読みいただいたうえで、申請して下さい。
- ・ 資格要件をすべて満たした者が有資格者となり、別添に記載された誓約事項等（資料1・資料2）に同意したものとみなされます。
- ・ **令和5年度・6年度柏原羽曳野藤井寺消防組合入札参加資格登録業者は、令和6年度大阪南消防組合入札参加資格登録業者へ引き継ぐため、今回の登録は必要ありません。**

1. 資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当していないこと。
- (2) 関係法令の規定に基づき、該当する工事又は業務（営業）に係る登録若しくは許可を受けていること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (5) その他資格要件等に該当していること。

2. 申請受付期間等（※ 郵送にて受付 締切日消印有効）

- (1) 受付方法 郵送にて配達記録が残るもの（簡易書留又は一般書留等）とする。

※窓口での受付は一切行いません。

- (2) 郵送の手順

(ア) 提出書類

提出書類は、折り曲げずに「A4判」以上の封筒に入れ、表に「入札参加資格審査申請書類在中」と大きく朱書きの上、受付期間内に郵送してください。

(イ) 返信用はがき

申請書類の受付後、「入札参加資格審査申請受付票」を郵送しますので、**63円切手**を貼付した返信用はがき1通を同封してください（表に返送希望先（申請担当者等）を記入のこと）

(3) 郵送時の注意点

(ア) 受付締切日を過ぎて発送された申請書類は、受け付けいたしません。また、郵送途中の事故など申請者の責によらない理由による場合も同様とします。

(イ) 不足書類が有り、期限を定めて提出を求めたにもかかわらず、その期限までに不足書類が届かなかった場合、受付を無効とします。

(ウ) 資格要件を満たさない等の理由で受付できない申請書類は、申請者の料金負担（着払い）にて返送いたします。

※上記の郵送時の注意事項については、郵送した時点で同意したものとみなします。

(4) 受付期間

令和6年1月22日(月)から令和6年2月26日(月)まで

※締切日に発送したものは、有効とします。

(5) 発送先 〒583-0015

大阪府藤井寺市青山3丁目613番地の8

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部 総務課 企画財政係

(6) 問い合わせ先 総務課 企画財政係 TEL 072-958-9988

3. 提出書類の受付確認

(1) 不足書類等がない場合

申請担当者宛へ「入札参加資格審査申請受付票」を、同封された返信用はがきにて郵送します。

(2) 不足書類等がある場合

申請担当者宛へ「入札参加資格審査申請受付票」に不足書類等がある旨を記載し、同封された返信用はがきにて郵送します。なお、指示された不足書類等を再度郵送する際にも、必ず返信用はがきを同封してください。

提出書類が整った時点で、申請担当者宛へ「入札参加資格審査申請受付票」を同封された返信用はがきにて郵送します。

4. 提出書類について

(1) 別添の『大阪南消防組合物品購入・役務提供入札参加資格審査申請確認票(様式第10号)(以下、確認票という。)]のとおり。提出書類に不備・不足がないか、確認票の「申請者チェック欄」で確認すること。 ※提出書類は全てA4サイズとすること。

(2) 確認票のうち、No. 1～No. 7については各々単票(ファイルに収めない)で提出し、No. 8～No. 13については、すべてクリアファイルに番号順に収めること。

(3) 「卸・小売り取扱メーカー調べ(物-様式第7号)」について、自社扱いの場合は、「自社」と記入すること。(役務提供のみを希望する場合は提出不要)

(4) 希望する業種については、許可・登録を受けている場合は、その登録もしくは、許可証明書を添付すること。(複写可)

5. 入札参加資格審査申請書の記入要領

① 新規・更新の区分	<u>新規に「○」印を付けること。</u>
② 本書作成者	申請書を作成した者(<u>記入事項について問い合わせ可能な者</u>)の所属、氏名のふりがな、氏名及び電話番号を記入すること。
③ 商号等の頭文字 (ひらがな一字)	商号又は名称の頭文字を記入すること。 (記入例) おおさかかしはふじ 株式会社 大阪南 → 欄内に『お』の一字を記入すること。
④ 本社・本店 (主たる営業所)	「商号又は名称」、「所在地及び郵便番号」、「代表者の職、氏名」等を <u>略さず記入すること。</u> 登記上の本社・本店の所在地と実際の本社・本店の所在地が異なるときは、下記のように記入すること。 (記入例) 藤井寺市青山3丁目613番地の8 (登記上の所在地 藤井寺市青山3丁目613番地の5)
⑤ 本組合と契約を締結する営業所	<u>受任者を置く場合のみ記入すること。</u> 「商号又は名称」、「所在地及び郵便番号」、「受任者の職、氏名」を略さず記入すること。 Eメールアドレスは、契約担当者のEメールアドレスに限る。ドット・ハイフンなど明瞭に記入すること。
⑥ 職員数	令和5年11月末日時点の人数を記入すること。
⑦ 障害者雇用数	「障害者の雇用の促進等に関する法律」で定められた障害者を雇用している場合は、令和5年11月末日時点の人数を記入すること。 <u>雇用していない場合は0人と記入すること。</u>
⑧ 資本金	直近の決算に基づいて <u>千円単位(千円未満は切り捨てる)</u> で記入すること。 なお、個人事業者については記入を不要とする。
⑨ 営業年数等	創業年月、現組織への変更年月及び営業年数を記入すること。
⑩ 実績高	物品販売、役務提供の業種別に直近2年間の実績高を <u>税込千円単位(千円未満は切り捨てる)</u> で記入すること。
⑪ 希望業種等	様式第2号に記載している取扱品目番号を○にて囲み、希望する業種の優先順位を第1希望から第6希望まで数字にて記入すること。 <u>取扱品目の「その他」には具体的な業種も記入すること。</u> 指名等においては、原則希望順位を優先する。 また、 <u>希望業種以外で取扱いのある業種も取扱品目番号を○にて囲むこと。</u>

⑫ 許 可 ・ 登 録	営業に関して取得している許可・登録を記入すること。
⑬ 有 資 格 者 数	職員が有する資格及び人数(延人数)を記入すること。
⑭ 取 引 実 績	令和5年11月末日までに完了した実績を記入すること。ただし、1年より長い期間の業務については完了していない実績を記入することも可とする。 契約金額は <u>税込千円単位(千円未満は切り捨てる)</u> で記入すること。 ※本欄は「別添のとおり」等と省略せず必ず記入すること。欄内に記入しきれない場合のみ別紙(独自様式)にて記入すること。

6. 使用印鑑届及び委任状の記載方法

記入例を参照して、記入すること。

7. その他注意事項

- (1) 入札参加資格の有効期間内において、希望業種の変更及び追加は行えません。許可等を新たに取得された場合も同じです。
- (2) 「事業共同組合」で申請される方は、役員名簿、定款及び組合員全員の名簿を提出すること。
- (3) 申請後、登録内容に変更が生じた場合は、速やかに指定様式により変更手続きを行うこと。なお、変更の手続きについては、当消防組合ウェブサイトを参照すること。
- (4) 業者選定においては物品購入・役務提供ごとに第1希望を優先としています。

■誓約事項について

入札参加資格審査申請をされる方は、下記の誓約事項を確認し、全て了承したうえで、手続きをしてください。有資格者となった場合は、下記の誓約事項について同意したものとします。

記

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
2. 法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録等を受けています。
3. 国税、地方税の滞納はありません。
また、上記等の税については、今後いかなる理由を問わず、滞納等のない様に努めます。
4. 入札参加資格の審査期間中、国税、市税の納入状況及び申告状況を柏原羽曳野藤井寺消防組合が調査し、その調査結果を資格審査事務等に利用することを承諾します。
5. 富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。
6. 本要領及び入札参加資格審査申請書提出要領に記載の内容及び柏原羽曳野藤井寺消防組合が公開する情報等を全て理解したうえで、申請しています。

以上の全ての誓約事項に相違ありません。相違があった場合、入札参加資格を取消されても異議申し立てを行いません。

また、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村暴力団排除条例により排除措置を受けた場合及び富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村入札参加有資格業者指名停止要綱等により指名停止等の措置を受けた場合には、各条例及び要綱に基づき商号等が公表されることに同意します。

■指名停止の措置等について

有資格者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合においては、当該資格を取消し、又はその事実があった日から最長2年間の指名停止とすることがあります。また、代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。

記

1. 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
2. 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者。
3. 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
4. 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督員又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者。
5. 正当な理由がなく、契約を履行しなかった者。
6. 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
7. 入札参加資格審査申請にあたり、虚偽の記載又は誓約事項に反した者。
8. その他、富田林市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町及び千早赤阪村入札参加有資格業者指名停止要綱等に該当するすべての者。